

# 神奈川県労働保険指導協会だより

令和5年秋号

法改正

p2

令和5年4月 月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が50%以上に  
令和6年4月 時間外労働の上限規制の猶予が解除(工作物の建設業、自動車運転業、医師)  
令和6年10月 社会保険が適用拡大

p3

## 直近の法改正一覧

求人の変更、現物給与の金額改定、賃金のデジタル払い、労働条件の明示ルール変更  
裁量労働制の導入・継続手続きの変更、障害者雇用率引き上げ、iDeCoの拠出限度額変更、等

p4~5

## パート(有期雇用労働者)の労務管理

有給休暇、労働条件の文書交付、労働条件の説明義務、労災保険、雇用保険、社会保険

p6~7

## 正社員とパート(有期雇用労働者)の賃金格差の合理性

裁判事例から手当別(通勤手当、賞与、退職金、精勤手当、時間外手当)によみとく

p8

## 月給制の場合の割増賃金の計算方法

パート・有期雇用労働者

賃金

令和5年第2期労働保険料の納期です  
納期限までにご納付をお願い致します

当会にて社会保険(健康保険・厚生年金保険)のお手続きをしております。詳しくは当会へ。

☎ 045-625-3616 (代)

会長の西村がブログを更新しております。下記をご覧ください。

「西村治彦の日記」

# 社会保険に加入しましょう



経営者の方も  
所得補償のある労災保険に  
任意で加入すれば  
安心です。  
4ページ参照

## 労災保険

1人でも従業員を雇っていれば  
加入義務あり（強制）。当会の事業所様は、  
ご加入済みです。ただし、経営者の方のご  
加入は、別途申し込みが必要です（任意）。  
セーフティネットなのでご加入をお勧めします。



## 厚生年金保険

- 法人  
従業員の人数を問わず強制加入
- 個人事業  
5名以上の従業員を雇っていれば強制加入  
（飲食業、理容業、等の一部の  
業種は任意加入）



## 雇用保険

31日以上引き続き雇用が  
見込まれ、  
1週間の所定労働時間が  
20時間以上の従業員（パート・アルバイト等を含む）  
を1人でも雇っていれば加入義務があります。



雇用保険料が  
令和5年4月  
に変更されました。  
4ページ参照



## 健康保険

- 法人  
従業員の人数を問わず強制加入
- 個人事業  
5名以上の従業員を雇っていれば強制加入  
（飲食業、理容業、等の一部の  
業種は任意加入）

健康保険・厚生年金保険の  
加入対象が段階的に広がります  
詳しくは2ページ



当会では **窓口一つで 労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金保険のお手続きをしています**

下記は顧問契約が必要です（料金別途）

- 健康保険・厚生年金保険のお手続き
- 就業規則や労使協定の作成及び届出
- 助成金の申請
- 労務相談
- 給与計算、等



### 社会保険労務士 26名

西村治彦、原田淳也、  
橋本宗太郎、津久井美知子、  
西拓也、塩島英和、長和浩、  
弓削学、松浦良介、  
武藤雅子、館野真一、  
山崎勝則、菱野義将、  
山崎千恵理、堀口晋作、  
岩崎由帆、小山真史、有田公明、  
榎原庄二、沼田敦、伊藤益弘、  
萩原淳、林浩太、  
齋藤慎、和泉智孝、神長寛人



西村社会保険労務士事務所の  
所長の個人ブログを公開中

西村治彦の日記

検索

詳しくは当会まで

 **045-625-3616**

神奈川労働保険指導協会

検索



### 今月の深堀り知識

割増賃金の計算の基礎となる賃金

Q. 月給制の場合、どのように  
割増賃金の計算をするのでですか？

関連記事:「時間外労働の割増賃金率50%以上」→2ページ  
「正社員とパートの賃金格差の合理性」  
→7ページ下の時間外手当

#### 割増賃金額の計算方法

1時間あたりの  
賃金額\* × 時間外労働、  
または深夜労働  
を行わせた時間数 × 割増賃金率

A.

\*  
1時間あたりの賃金額は、月額制の場合、  
次のように計算します。

Point!! 月の所定賃金額 ÷ 1か月の（平均）所定労働時間数

「月の所定賃金額」から、次の①から⑦の賃金について  
は除外することができます。7項目以外の賃金は全て算入  
しなくてはなりません。

- ①家族手当（扶養家族のある労働者に対し、家族の人数に  
応じて支給するもの）
- ②通勤手当（通勤に要する費用に応じて支給するもの）
- ③別居手当
- ④子女教育手当

⑤住宅手当（住宅に要する費用に定率を乗じて支給す  
るもの）

⑥臨時に支払われる賃金

⑦1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

ただし①②⑤について、実際には家族の人数や費用  
等に関係なく一律に支給している手当は、割増賃金の  
計算の基礎に含めることとされています。

Point!! 原則、毎日の時間外労働、深夜労働、休日勞  
働は分単位で正確に計上しましょう。1か月の  
各総時間数に1時間未満の端数がある場合、30分未満を  
切り捨て、30分以上を1時間に切り上げ可能です。30分  
以上は切り捨てできませんのでご注意ください。

編集と発行 労働保険事務組合 神奈川労働保険指導協会

〒231-0023 横浜市中区山下町222-3-205 電話:045-625-3616 (代表) FAX:045-625-3617

E-mail: info@kanagawa-rouho.com URL http://kanagawa-rouho.com/